# 感染症・予防接種レター (第37号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種‧感染症委員会委員長 加藤達夫

予防接種・感染症委員会

委員長 加藤 達夫 副委員長 岡田 賢司

庵原 俊昭

宇加江 進

古賀 伸子

住友真佐美

多屋 馨子

馬場 宏一

三田村敬子

# 夏かぜの季節一プール熱に注意!

### プール熱とは?

プール熱とは、咽頭結膜熱(pharyngoconjunctival fever、PCF)の通称で、一部の血清型のアデノウイルスが感染して、高熱、結膜炎、のどの痛みなどの症状を来す。

# アデノウイルスとその疫学

アデノウイルスは直径80nmの DNA ウイルスで、約50種類の血清型があり、それぞれ特徴的な症状を呈する。呼吸器疾患でも咽頭炎や扁桃炎だけでなく重い肺炎となることもあり、胃腸炎や出血性膀胱炎、脳炎などのさまざまな疾患を引き起こす。その発生は特に季節性はなく、年間を通じて検出される。感染者では、のどや鼻、眼、便からウイルスが排泄され、感染様式は、飛沫感染と手指を介した接触感染で、感染力は非常に強い。

咽頭結膜熱の原因の多くは3型であるが、他の数種の血清型でも起こり、また、3型の感染で必ずしも咽頭結膜熱の症状を呈するわけではない。通常夏季に流行し(図1)、プールでの感染は、汚染した水から結膜への直接侵入、あるいはタオルなどを介して伝染する。

### 咽頭結膜熱の臨床症状

結膜や上気道からウイルスが侵入し、潜伏期は5~9日である。発熱は、小児では38~40℃の高熱が数日間続き、1週間以上に及ぶこともある。咽頭炎や扁桃炎によるのどの痛みを訴え、結膜炎のため眼が充血する(図2)。かぜ症状に乏しく全身状態は高熱があっても悪化しない

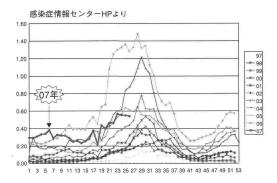


図1 咽頭結膜熱発生状況

病日		1	2	3	4	5	6	7	8	
発熱	40°C	/		_						
	37℃		I a se							
結膜炎										
白血球数	/mm³	17,110					6,500			
CRP	mg/dl			7.4			1.3			
迅速診断キット		+					_			
ウイルス分離(咽頭)		アデノ3型十					+			
アデノ抗体(CF)		4 倍未満					4 倍未満 8倍			

図2 咽頭結膜熱の一例(6歳男児)

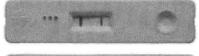
ことが多いが、ひどい咳・鼻症状や下痢を伴う こともある。

#### 診断

咽頭炎と眼症状があれば診断されるが、結膜炎がみられない場合は鑑別が難しい。血液検査では、白血球数や CRP が上昇し、細菌感染症のような所見を呈することがしばしばある。

最近は、綿棒でのどや眼瞼結膜をこすって、あるいは便から、ウイルス抗原を直接検出する 迅速診断キットが普及している(図3)。約15 分で判定できる簡易テストで、ウイルス分離と

# 陽性



# 陰性



図3 アデノウイルス抗原迅速診断キット

比較した感度は70~90%である (7割~9割を 検出できる)。

### 治療と予防

アデノウイルスに対する特異的な治療法はな く,対症療法となる。細菌感染が疑われる場合 のみ抗菌薬が投与される。

感染力が強く,ウイルスの排泄も続くため, 予防対策は非常に重要である(表1)。

### 表1 アデノウイルス感染症の予防対策

- 1)流水と石鹸による手洗い、うがいをする。
- 2) 消毒は、手指は90%エタノール、器具は煮沸、次亜塩素酸ソーダを用いる。
- 3) 感染者との接触を避ける。
- 4) プールの前後にシャワーを浴び、眼を洗う。
- 5) タオルの共有は避ける。
- 6) オムツは感染管理マニュアルに沿った取り扱いをする。
- 7) プールを適正に管理し、必要であれば閉鎖する。
- 8) アデノウイルスの診断を受けたら速やかに施 設に連絡し、情報の共有をはかる。

# 感染症法による取り扱い

咽頭結膜熱は5類感染症定点把握疾患に定められており、全国約3,000カ所の小児科定点医療機関から毎週報告される。報告のための基準は以下の通りである。

- ①診断した医師の判断により,症状や所見から 当該疾患が疑われ,かつ,以下の2つの基準 をすべて満たすもの。
  - 1. 発熱·咽頭発赤
  - 2. 結膜充血
- ②上記の基準は必ずしも満たさないが、診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、病原体診断や血清学的診断によって当該疾患と診断されたもの。

# 学校保健法における取り扱い

学校保健法では、第二種伝染病に定められており、主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止とされている。この間自宅で安静につとめ、他者との接触を避ける。

(文責:三田村敬子)